

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：松山市工業用水道事業会計

事業名	工業用水道事業		
事業開始年月日	昭和27年8月31日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	松山市公営企業局	職員数（H19. 4. 1現在）	22
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	3.4円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	203
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	1,427
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.714（H18）
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	10.0（H18）
		経常収支比率（％）	85.1（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 該当なし
〔合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松山市、北条市、中島町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	松山市工業用水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	松山市公営企業管理者 渡邊 滋夫
既存計画との関係	・経営基盤改革への基本計画（平成15年度～平成24年度） ・松山市公営企業局集中改革プラン（平成17年度～平成21年度） ・新行政改革大綱第三次実施計画（平成19年度～平成21年度）
公表の方法等	・松山市HP、広報まつやま ・平成20年3月議会都市企業委員会にて本計画について説明
基 本 方 針	既存計画との整合性を図りながら、工業用水道事業者が策定すべき経営計画のうちコスト削減による経営改革促進効果を表すことを主目的として、平成23年度までの経営健全化計画を策定する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		25	17	41
	補償金免除額		3	3	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		32	19	50

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成20年度末残高)	年利７％以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	工業用水道事業	24,012	24,178	16,585	64,775
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		24,012	24,178	16,585	64,775
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A) -(B)		24,012	24,178	16,585	64,775

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成21年度末残高)	年利６％以上７％未満 (平成21年度末残高)	年利７％以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					0
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	0	0
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A) -(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利５％以上６％未満 (平成20年度9月期残高)	年利６％以上７％未満 (平成20年度9月期残高)	年利７％以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	工業用水道事業	21,050	26,445	18,298	65,793
					0
					0
					0
					0
合 計 (A)		21,050	26,445	18,298	65,793
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A) -(B)		21,050	26,445	18,298	65,793

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分		内 容	
財 務 上 の 特 徴		・全国的には未売水による経営難が取り沙汰されているが、本市の場合はこうした問題はまったく無い。 本市の厳しい水源事情については、工業用水道のユーザーも十分な理解を示し、自ら節水に努めることによって、近年は契約水量の約半分程度の使用水量で推移している。ただ、料金収入は、責任水量制の下、契約水量の全量分を頂いており、このことについて、ユーザーからの注文ということも一切無い状況にある。こうしたことから経営状況は非常に健全な状態で推移しており、平成17年度末の自己資本構成比率も89.4%と、他の事業者に比べ良好な値を示している。 本市の「有形固定資産減価償却率」は54.2%で、類似規模の16事業者の平均37.8%に比べ高くなっており、これは他の事業者より基幹施設の更新時期が早く来ることを示している。加えて、施設の耐震化ということも求められており、これら資金需要を賄うための財務戦略として、可能な限り有利子負債に依存することのないよう、内部留保の蓄積を図っていくこととしている。	
経 営 課 題	課 題	業務のアウトソーシングの促進と人員の適正化	
	・基幹施設の更新や耐震化のための所要資金を企業内部に留保するため、上水道事業とあわせ、業務のアウトソーシングの推進と人員の適正化によるコスト削減など、より一層の経営効率化が不可欠であった。		
	課 題	D B O方式による老朽施設の更新及び施設の維持管理	
	上水道事業において、膜ろ過施設の建設及び維持管理をD B O方式で実施することとなったが、上水道と工業用水道の共同施設である浄水場（かきつばた浄水場）内の既存の老朽施設を膜ろ過施設とあわせてD B O方式で実施するのが効率的であるため、工業用水道の老朽施設についても、これに便乗することでコストの圧縮を図ることが得策であるとの判断があった。		
	課 題	給与水準の適正合理化	
	・地方財政がますます深刻化している中で総人件費改革が求められていることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を削減する必要があった。		
	課 題		
	課 題		
留 意 事 項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法適用企業）
（１）収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分			年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	718	717	714	714	714	717	715	715	715	715	717
		(1) 料 金 収 入	713	715	713	713	713	715	713	713	713	713	715
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	2	1				1	1	1	1	1	1
		(3) そ の 他	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2. 営 業 外 収 益	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3
	(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金											
		そ の 他 補 助 金											
		(2) そ の 他	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3
		収 入 計 (C)	719	718	715	715	717	720	718	718	718	718	720
		収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用	558	522	526	506	503	537	554	529	533
(1) 職 員 給 与 費	基 本 給			279	268	219	211	207	201	201	201	201	201
	退 職 手 当			128	117	94	98	93	91	91	91	91	91
	そ の 他			44	49	50	37	41	40	40	40	40	40
	そ の 他			107	102	75	76	73	70	70	70	70	70
(2) 経 費	動 力 費		139	113	150	144	149	192	206	174	173	163	
	修 繕 費		54	51	56	52	50	55	45	45	45	45	
	材 料 費		24	4	10	6	28	27	21	12	13	10	
	そ の 他		1	1	1		1	3	3	3	3	3	
(3) 減 価 償 却 費	60		57	83	86	70	107	137	114	112	105		
(3) 減 価 償 却 費	140		141	157	151	147	144	147	154	159	166		
2. 営 業 外 費 用	2. 営 業 外 費 用		24	20	18	16	14	12	5	3	3	2	
	(1) 支 払 利 息		24	20	18	16	14	12	5	3	3	2	
	(2) そ の 他												
	支 出 計 (D)		582	542	544	522	517	549	559	532	536	532	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	137	176	171	193	200	171	159	186	182	188			
特 別 利 益 (F)	2												
特 別 損 失 (G)													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	2												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	139	176	171	193	200	171	159	186	182	188			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	903	1,055	1,100	1,261	1,427	1,562	1,683	1,828	1,977	2,142			
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	1,542	1,572	1,778	2,055	2,359	2,465	2,490	2,773	3,010	3,114		
	う ち 未 収 金	71	64	64	64	64	64	64	64	64	64		
	流 動 負 債 (K)	98	82	57	63	87	90	106	133	151	153		
流 動 借 入 金	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	92	81	57	60	83	86	102	129	147	149		
不 良 債 務 (L)													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第19条第1項により算定した 資金の不足額 (M)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)													
資 金 不 足 比 率 ((M) / (N) × 100)													

(单位:百万円,%)

[illegible]

(2) 他会計繰入金

(单位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	122.1	132.2	131.1	136.8	137.9	130.1	128.0	134.5	133.3	134.5
総収支比率(法適用)	(%)	123.9	132.5	131.4	137.0	138.7	131.1	128.4	135.0	134.0	135.3
経常収支比率(法適用)	(%)	123.5	132.5	131.4	137.0	138.7	131.1	128.4	135.0	134.0	135.3
営業収支比率(法適用)	(%)	128.7	137.4	135.7	141.1	141.9	133.5	129.1	135.2	134.1	135.3
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)									
	資本的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・資金収支ベースで料金を設定している。 ・値上げの必要性はまったく無いことから、現行料金をベースとして算定した。
2 他会計繰入金の見込み	
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・物件費は特別なものを除き、直近の物価指数を参考に平成20年度以降「+1.0%」加算した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	課題 ・人員の適正化 15年度 ▲2人 16年度▲1人 課題 職員数 (H14年度) 32人 → (H23年度) 22人...10人(31.3%)の純減 松山市公営企業局集中改革プラン(上水道事業・簡易水道事業・工業用水道事業を対象)の目標数を21年度までに達成し、23年度まで後退しない。
給与のあり方	
- 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題 ・給料表及び昇給制度の見直し(H18年4月)...10級制から8級制に統合、昇給延伸措置、査定昇給制度の導入 ・勤勉手当の成績率導入(H18年4月) ・特殊勤務手当の見直し(H19年4月)...6種類の手当を5種類にし、支給要件等について総点検を行い改正した。 } 国の給与構造の見直しに準拠している。
- 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当者なし
- 退職時特昇等退職手当のあり方	課題 ・退職時(定年・勸奨)特別昇給の廃止(H17年3月) ・退職手当制度の改正(H18年4月) } 国の給与構造の見直しに準拠している。
- 福利厚生事業のあり方	課題 ・愛媛県市町村互助会、松山市職員共済会に対する負担金の改正(H19年4月)...事業主負担は、法定どおり適正に行われている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 ・垣生浄水場の運転及び維持管理業務を一括して民間委託 16年度 ▲7人 課題 工業用水道事業単独では事業規模が小さいためDBO方式を導入することは困難であったが、上水道の事業と抱き合わせることでDBO方式を導入しコスト削減を図ることができた。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	・「経営基盤改革への基本計画」…H15年2月 計画公表(記者発表)、H18年7月 アクションプランの効果発表(記者発表・広報紙掲載) ・「松山市公営企業局集中改革プラン」…H18年3月 計画公表(記者発表・広報紙掲載・ホームページ公表) ・「新行政改革大綱第三次実施計画」…H19年3月 計画公表(記者発表・ホームページ公表)
行政評価の導入	・事務事業評価(ホームページ公表)
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題		取 組 み 及 び 目 標																																							
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題	人員の適正化による改善額（▲表示） 単位：百万円																																							
	<table><tr><td></td><td>15年度</td><td>16年度</td><td>17年度以降</td></tr><tr><td>純減数(人)</td><td>▲ 2</td><td>▲ 1</td><td></td></tr><tr><td>単年度削減額</td><td>▲ 17</td><td>▲ 9</td><td></td></tr><tr><td>改善額</td><td>▲ 17</td><td>▲ 26</td><td>▲ 26</td></tr></table> 15年度～16年度1人@8,690千円							15年度	16年度	17年度以降	純減数(人)	▲ 2	▲ 1		単年度削減額	▲ 17	▲ 9		改善額	▲ 17	▲ 26	▲ 26																			
	15年度	16年度	17年度以降																																						
純減数(人)	▲ 2	▲ 1																																							
単年度削減額	▲ 17	▲ 9																																							
改善額	▲ 17	▲ 26	▲ 26																																						
	課題	給与水準の適正合理化による改善額（▲表示） 単位：百万円																																							
	<table><tr><td></td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>給料表及び昇給制度改正</td><td>▲ 5</td><td>▲ 5</td><td>▲ 5</td><td>▲ 5</td><td>▲ 5</td><td>▲ 5</td></tr></table>							18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	給料表及び昇給制度改正	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5																					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																			
給料表及び昇給制度改正	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5																																			
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題	委託の推進による改善額（▲表示） 単位：百万円																																							
	<table><tr><td>項 目</td><td>16年度</td><td>17年度以降</td></tr><tr><td rowspan="4">恒生浄水場</td><td>人件費</td><td>▲ 61</td><td>▲ 61</td></tr><tr><td>委託料</td><td>21</td><td>21</td></tr><tr><td>その他</td><td>▲ 10</td><td>▲ 10</td></tr><tr><td>計</td><td>▲ 50</td><td>▲ 50</td></tr><tr><td>純減数(人)</td><td>▲ 7</td><td></td></tr></table> 16年度1人@8,690千円						項 目	16年度	17年度以降	恒生浄水場	人件費	▲ 61	▲ 61	委託料	21	21	その他	▲ 10	▲ 10	計	▲ 50	▲ 50	純減数(人)	▲ 7																	
項 目	16年度	17年度以降																																							
恒生浄水場	人件費	▲ 61	▲ 61																																						
	委託料	21	21																																						
	その他	▲ 10	▲ 10																																						
	計	▲ 50	▲ 50																																						
純減数(人)	▲ 7																																								
	課題	D B O方式による建設及び維持管理費の改善額 単位：百万円																																							
	<table><tr><td></td><td colspan="2">建設費</td><td colspan="4">維持管理費</td></tr><tr><td></td><td>18年度</td><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>従来方式</td><td>78</td><td>203</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>D B O方式</td><td>30</td><td>78</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>改善額</td><td>48</td><td>125</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>							建設費		維持管理費					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	従来方式	78	203	16	16	16	16	D B O方式	30	78	16	16	16	16	改善額	48	125	0	0	0	0
	建設費		維持管理費																																						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																			
従来方式	78	203	16	16	16	16																																			
D B O方式	30	78	16	16	16	16																																			
改善額	48	125	0	0	0	0																																			
		参考 V F M 4 2 %（上水・工水合算） V F M 2 7 %（工水のみ）																																							
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等																																									
4 その他																																									

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

- 1．次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 2．各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
- 3．「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 4．「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
- 5．4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 6．計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 7．「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 8．「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 9．以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
- 10．必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（２）工業用水道事業

年度別目標

（単位：百万円、％）

課 題	目標又は実績	平成１４年度 （計画前５年度） （決 算）	平成１５年度 （計画前４年度） （決 算）	平成１６年度 （計画前３年度） （決 算）	平成１７年度 （計画前々年度） （決 算）	平成１８年度 （計画前年度） （決 算）	計画前５年間 実 績	平成１９年度 （計画初年度）	平成２０年度 （計画第２年度）	平成２１年度 （計画第３年度）	平成２２年度 （計画第４年度）	平成２３年度 （計画第５年度）	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額（料金の適正化） １												
	資産の有効活用												
	改 善 額（収入増額）												
	水需要の開拓												
	改善額（開拓による収入増額）												
	その他（ ）												
	改 善 額												
【経費の削減】													
1 2	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	235	219	169	174	166		161	161	161	161	161	
	改 善 額		16	66	61	69	212	5	5	5	5	5	25
	給与水準												
	改 善 額						0	5	5	5	5	5	25
	その他（人員適正・委託推進）												
	改 善 額		17	87	87	87	278						0
	その他（新陳代謝等（人事異動））												
	改 善 額		-1	-21	-26	-18	-66						0
	職員給与費（退職手当）	44	49	50	37	41		40	40	40	40	40	
	職員数（人）	32	30	22	22	22		22	22	22	22	22	
	増 減 数（人）		-2	-8	0	0	-10	0	0	0	0	0	0
2	維持管理費等												
	改 善 額（適正化）												
2	工事コスト ２												
	改 善 額（縮減額）					48	48	125					125
	配水能力の見直し												
	改 善 額												
2	その他（委託推進）												
	改 善 額			-11	-11	-11	-33						
	累積欠損金比率												
	増 減												
	企業債現在高	328	299	269	237	203		101	59	45	31	15	
	増 減		-29	-30	-32	-34		-102	-42	-14	-14	-16	
計画前５年間改善額 合計							227					改善額 合 計	150
												（参考）補償金免除額	6

注１ 「課題」欄については、「１ 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注 2 1「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

3 改善額の算出方法については、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成１４年度 （計画前５年度） （決 算）	平成１５年度 （計画前４年度） （決 算）	平成１６年度 （計画前３年度） （決 算）	平成１７年度 （計画前々年度） （決 算）	平成１８年度 （計画前年度） （決 算）	平成１９年度 （計画初年度）	平成２０年度 （計画第２年度）	平成２１年度 （計画第３年度）	平成２２年度 （計画第４年度）	平成２３年度 （計画第５年度）
一日平均配水量(㎡)の総計(全施設)	51,363	60,474	67,637	62,186	62,379	63,169	63,169	63,169	63,169	63,169
一日配水能力(㎡)の総計(全施設)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
施設利用率(％)(/ ×100)	39.5	46.5	52.0	47.8	48.0	48.6	48.6	48.6	48.6	48.6
供給単価 (円 / ㎡)	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
給水原価 (円 / ㎡)	13.1	12.1	12.2	11.7	11.6	12.3	12.5	11.9	12.0	11.9

施設利用率改善についての方策

注１ 本項目については、計画前年度決算見込において施設利用率が６割未満の団体のみ記入すること。

注 2 「施設利用率改善計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

本市の工業用水道は、地理的な条件等によって湯水時には水資源の不足を生じることから、責任水量制であるにも拘らず、ユーザーは自ら節水に努めており、その結果、施設利用率は半分に満たない状況となっている。
工業用水道の水源は、同一水系である上水道と密接に関係していることから、上水道の抜本的な水資源問題の解決の見通しが立った時点で、具体的な工業用水道の施設利用率の改善に取り組む予定である。